

相違点一覧(措置完了報告用)

(形質変更時要届出区域における措置完了報告書、土壌地下 汚染対策完了届出書、汚染拡散防止措置完了届 書 (条例は要対策区域を除く))

※「計画内容」と「実施内容」を記入し、変更箇所 (「変更有無」が“有”の項目) について、「変更理由」に理由を記入してください。

	計画内容	実施内容	変更有無	変更理由
対策範囲 (対策面積)	区画数 10	区画数 10	無	
	対策面積 933.40 m ²	対策面積 933.40 m ²		
区域指定の解除を希望する区画	区画数 10	区画数 10	無	
	解除面積 933.40 m ²	解除面積 933.40 m ²		
対策範囲 (掘削土量)	掘削土量 819.88 m ³	掘削土量 689.76 m ³	有	地中障害物が多く含まれていた為、掘削土量が減少した。
対策方法	【措置】掘削除去	【措置】掘削除去	無	
<p>溶出量基準に適合しない土壌が帯水層に接する場合、汚染の拡大を防止するために必要な措置</p> <p>※条例のみの届出の場合には、埋立地管理区域は条例規則第55条第3項により定める土地に該当する場合と読み替えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 含有量基準超過のため非該当 ● 掘削深度は、地下水位より上方 (1m以上) である。 ● 掘削深度は、地下水位より上方であるが、その差が1m未満であるため、地下水が確認された場合は以下 (①～⑦から選択) の対策を講じる。 ● 帯水層に触れるため、以下 (①～⑦から選択) の対策を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 含有量基準超過のため非該当 ● 掘削深度は、地下水位より上方 (1m以上) であった。 ● 掘削深度は、地下水位より上方であるが、その差が1m未満であるため、地下水が確認された場合は以下 (①～⑦から選択) の対策を講じた。 ● 帯水層に触れるため、以下 (①～⑦から選択) の対策を講じた。 	無	
	① ● 観測井戸を設置し、釜場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。	① ● 観測井戸を設置し、釜場排水により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行った。		
	② ● 観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行う。	② ● 観測井戸を設置し、揚水井戸により地下水位の管理及び地下水の水質の監視を行った。		
	③ ● 観測井戸を設置し、地下水位の管理を行う。 (埋立地管理区域の場合)	③ ● 観測井戸を設置し、地下水位の管理を行った。 (埋立地管理区域の場合)		
	④ ● 観測井戸を設置し、地下水の水質の監視を行う。 (埋立地管理区域の場合)	④ ● 観測井戸を設置し、地下水の水質の監視を行った。 (埋立地管理区域の場合)		
	⑤ ● 準不透水層の深さまで遮水壁 (鋼矢板、ケーシング等) を設置する。	⑤ ● 準不透水層の深さまで遮水壁 (鋼矢板、ケーシング等) を設置した。		
	⑥ ● 第二帯水層以深を掘削するため、第一帯水層直下の準不透水層まで遮水壁を設置し、かつ下位帯水層への汚染拡散防止措置を講じ、施工終了時に準不透水層の回復を行う。	⑥ ● 第二帯水層以深を掘削するため、第一帯水層直下の準不透水層まで遮水壁を設置し、かつ下位帯水層への汚染拡散防止措置を講じ、施工終了時に準不透水層の回復を行った。		
	⑦ ● その他 (備考欄に詳細を記入すること)	⑦ ● その他 (備考欄に詳細を記入すること)		
	● 観測井戸設置のため、Appendix-7に従い施工を行う。	● 観測井戸設置のため、Appendix-7に従い施工を行った。		
	● 解除手続き中、または掘削除去後の2年間地下水モニタリング中	● 解除手続き中、または掘削除去後の2年間地下水モニタリング中		
	● その他 (備考欄に詳細を記入すること)	● その他 (備考欄に詳細を記入すること)		
	備考	備考		
	埋戻し土壌の品質管理	掘削土の仮置き・埋戻し		
※区域間移動及び飛び地間移動は法律の届出の場合	● 同一契機での土壌調査(当該区域において指定を受けるに至った土壌汚染状況調査)において基準適合が確認された土壌により埋め戻す。	● 同一契機での土壌調査(当該区域において指定を受けるに至った土壌汚染状況調査)において基準適合が確認された土壌により埋め戻した。		

	計画内容	実施内容	変更有無	変更理由
<small>掘削物は4件の掘削物のうちのみ選択できます。</small>	区域間移動した土壌により埋め戻す。 (埋立地特例区域、自然由来特例区域)	区域間移動した土壌により埋め戻した。 (埋立地特例区域、自然由来特例区域)		
	飛び地間移動した土壌により埋め戻す。	飛び地間移動した土壌により埋め戻した。		
	● 平成31年環境省告示第6号に基づく分析で基準適合を確認した土壌により埋め戻す。	● 平成31年環境省告示第6号に基づく分析で基準適合を確認した土壌により埋め戻した。		
	同一契機の地歴調査により汚染のおそれが無いことが確認された場内土により埋め戻す。	同一契機の地歴調査により汚染のおそれが無いことが確認された場内土により埋め戻した。		
	該当なし(掘削を行わない場合、埋戻しをしない場合、今後予定している新築等別工事の際に埋戻しを行う場合)	該当なし(掘削を行わない場合、埋戻しをしない場合、今後予定している新築等別工事の際に埋戻しを行う場合)		
	その他(備考欄に詳細を記入すること) 備考	その他(備考欄に詳細を記入すること) 備考		
完了確認	<ul style="list-style-type: none"> ● 汚染状態の変更 舗装厚等の検尺写真及び断面図 (含有量基準超過が表層に残置される場合) ● 交付者による管理票の確認 ● 写真 ● 検尺による出来形確認 ● 地下水のモニタリング 土壌分析(原位置浄化時のチェックボーリング) その他(備考欄に詳細を記入すること) 備考 	汚染状態の変更 舗装厚等の検尺写真及び断面図 (含有量基準超過が表層に残置される場合) ● 交付者による管理票の確認 ● 写真 ● 検尺による出来形確認 ● 地下水のモニタリング 土壌分析(原位置浄化時のチェックボーリング) その他(備考欄に詳細を記入すること) 備考	有	原位置浄化は行わなかったため。
汚染土搬出先	搬出先① 施設名称 株式会社サンドテクノ 市川土壌再利用センター 所在地 千葉県市川市千鳥町14番地	搬出先① 施設名称 株式会社サンドテクノ 市川土壌再利用センター 所在地 千葉県市川市千鳥町14番地	無	
工事工期	開始日 令和6年5月7日 完了日 令和6年12月28日	開始日 令和6年5月23日 完了日 令和6年9月12日	有	工事期間が短くなったため。

	計画内容	実施内容	変更有無	変更理由
環境保全対策	● お知らせ看板	● お知らせ看板	無	
	● 仮囲いの設置	● 仮囲いの設置		
	● 散水	● 散水		
	● シート養生	● シート養生		
	● 敷鉄板	● 敷鉄板		
	コンテナ(内袋付)やフレコンバック(内袋付)を使用した汚染土壌運搬	コンテナ(内袋付)やフレコンバック(内袋付)を使用した汚染土壌運搬		
	防塵用フェンス・ネットの設置	防塵用フェンス・ネットの設置		
	負圧テントの設置、排ガス処理	負圧テントの設置、排ガス処理		
	粉塵又は有害物質濃度等の周辺環境の監視（大気モニタリング）	粉塵又は有害物質濃度等の周辺環境の監視（大気モニタリング）		
	● 搬出車両の洗浄	● 搬出車両の洗浄		
	排水処理施設の設置、排水分析	排水処理施設の設置、排水分析		
	● 運搬時の被覆（シート被覆等）	● 運搬時の被覆（シート被覆等）		
	● 運搬時の積載状況の随時確認	● 運搬時の積載状況の随時確認		
	● 低騒音、低振動の機械の使用	● 低騒音、低振動の機械の使用		
	● 作業員の衛生管理（靴の洗浄等）	● 作業員の衛生管理（靴の洗浄等）		
	その他（備考欄に詳細を記入すること）	その他（備考欄に詳細を記入すること）		
備考	備考			
備考			無	

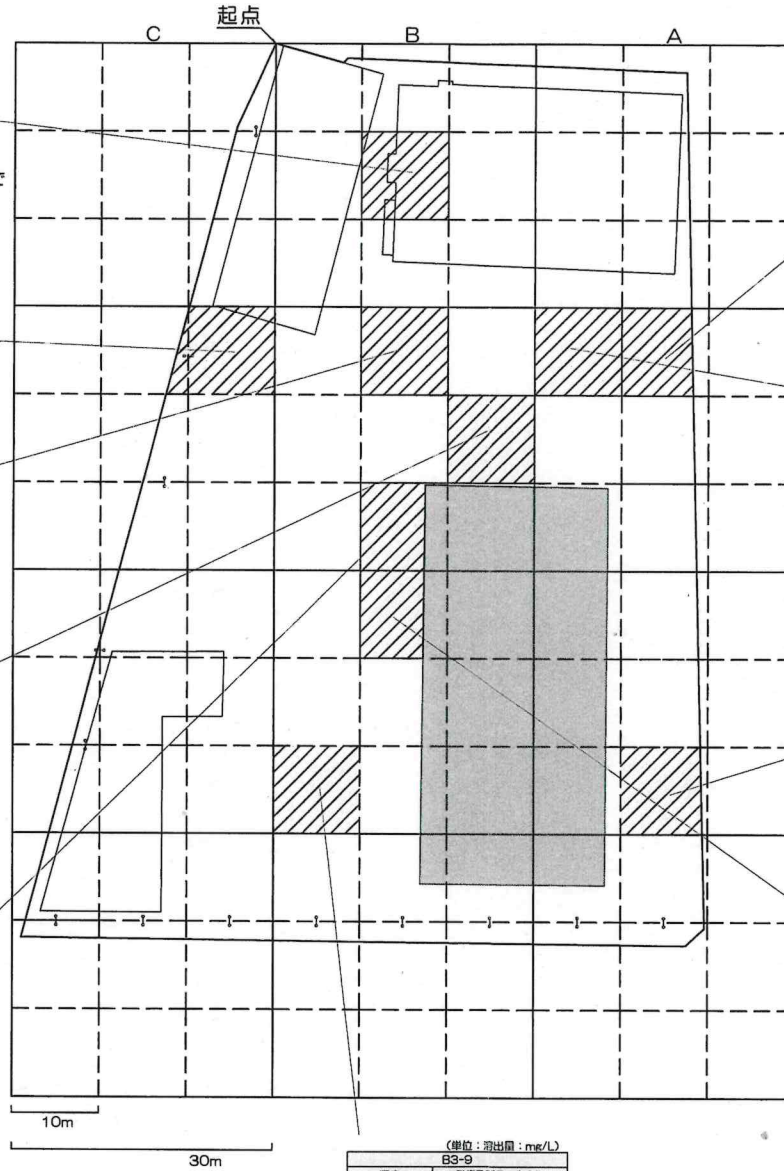
	計画内容	実施内容	変更有無	変更理由
条例における地下水汚染拡大防止区域に対する対策の報告				
都条例に関わる届出の有無	有（条例第117条第6項代用） ※「有」の場合、以下の項目についても記載をお願いします。			
東京都土壌汚染対策指針に定める地下水汚染拡大防止区域の該当の有無	無 ※対象地または対象地境界において第二溶出量基準超過または第二地下水基準超過があり、かつ、都条例規則第55条第3項に定める土地に該当しない場合は「有」を選択してください。			
代表地点における地下水調査における地下水基準超過の有無	※「第二地下水基準超過」の場合で措置として地下水の水質の継続監視のみを選択した場合、期間の定めがなくなります。			
地下水汚染拡大防止区域における地下水基準超過の有無				
対象地境界における地下水調査での地下水基準超過の有無	※「第二地下水基準超過」の場合、地下水の継続監視（単独での措置）は選択できません。			
地下水汚染拡大防止区域に対する措置	土壌汚染の除去（汚染土壌の掘削による除去）	土壌汚染の除去（汚染土壌の掘削による除去）	無	
	土壌汚染の除去（原位置での浄化による除去）	土壌汚染の除去（原位置での浄化による除去）		
	一定濃度を超える土壌汚染の除去（第二溶出量を超える汚染土壌の掘削による除去）	一定濃度を超える土壌汚染の除去（第二溶出量を超える汚染土壌の掘削による除去）		
	一定濃度を超える土壌汚染の除去（第二溶出量を超える汚染土壌の原位置での浄化による除去）	一定濃度を超える土壌汚染の除去（第二溶出量を超える汚染土壌の原位置での浄化による除去）		
	一定濃度を超える土壌汚染の除去（第二地下水基準を超える地下水の浄化）	一定濃度を超える土壌汚染の除去（第二地下水基準を超える地下水の浄化）		
	封じ込め（原位置封じ込め）	封じ込め（原位置封じ込め）		
	封じ込め（遮水工封じ込め）	封じ込め（遮水工封じ込め）		
	封じ込め（遮断工封じ込め）	封じ込め（遮断工封じ込め）		
	不溶化（原位置不溶化）	不溶化（原位置不溶化）		
	不溶化（不溶化埋戻し）	不溶化（不溶化埋戻し）		
	地下水汚染の拡大の防止（揚水施設による地下水汚染の拡大の防止）	地下水汚染の拡大の防止（揚水施設による地下水汚染の拡大の防止）		
	地下水汚染の拡大の防止（透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止）	地下水汚染の拡大の防止（透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止）		
	地下水の水質の継続監視（単独での措置）	地下水の水質の継続監視（単独での措置）		
	測定頻度	測定頻度		
	地下水の水質の継続監視（他の措置と同時実施）	地下水の水質の継続監視（他の措置と同時実施）		
	測定頻度	測定頻度		
	土壌入換え（区域外土壌入換え）	土壌入換え（区域外土壌入換え）		
	土壌入換え（区域内土壌入換え）	土壌入換え（区域内土壌入換え）		
	その他（備考に記載する）	その他（備考に記載する）		
	備考	備考		

	計画内容	実施内容	変更有無	変更理由
措置が適切に実施されたことの確認	検尺等による出来高確認	検尺等による出来高確認	無	
	土壌分析（原位置浄化時のチェックボーリング）	土壌分析（原位置浄化時のチェックボーリング）		
	交付者による管理票の確認	交付者による管理票の確認		
	地下水のモニタリング	地下水のモニタリング		
	構造物に囲まれた範囲に観測井を設け、地下水等の侵入がないことの確認	構造物に囲まれた範囲に観測井を設け、地下水等の侵入がないことの確認		
	その他（備考に記載する）	その他（備考に記載する）		
	備考	備考		
措置の完了の要件を満たすことの確認	①地下水測定（1年に4回以上定期的に地下水を採取し、第二地下水地下水基準以下である状態が2年間継続継続することの確認）	①地下水測定（1年に4回以上定期的に地下水を採取し、第二地下水地下水基準以下である状態が2年間継続継続することの確認）	無	
	②地下水測定（1回以上地下水を採取し、第二地下水基準以下であることの確認）	②地下水測定（1回以上地下水を採取し、第二地下水基準以下であることの確認）		
	③地下水測定（汚染土壌を全量除去し、汚染土壌がなくなったことの確認として地下水モニタリングを実施）	③地下水測定（汚染土壌を全量除去し、汚染土壌がなくなったことの確認として地下水モニタリングを実施）		
	上記①～③を選択した場合、地下水測定の終期に、対象地境界において地下水を採取し、第二地下水基準以下であることの確認	上記①～③を選択した場合、地下水測定の終期に、対象地境界において地下水を採取し、第二地下水基準以下であることの確認		
	④措置として地下水の水質の継続監視を選択したため、引き続き地下水継続監視を行う。	④措置として地下水の水質の継続監視を選択したため、引き続き地下水継続監視を行う。		
	その他（備考に記載する）	その他（備考に記載する）		
	備考	備考		
措置完了後に条例上の要管理区域に設定される区画の有無	区画名：	区画名：	無	
措置完了後に条例上の区域設定がなくなる区画の有無	区画名：	区画名：	無	
本報告後の地下水の継続監視の実施計画	5年間の地下水モニタリング 終期の設定のない、地下水モニタリング			
※単独の措置として地下水の継続監視を選択した場合	※モニタリング終了後、措置の完了の確認がされ、要管理区域に設定される場合や、汚染土壌がなくなったことの確認がされ、区域設定がなくなる場合には、第31号様式または第33号の2様式の届出の提出が必要です。			
備考			無	

所在 東京都墨田区本所1丁目地内

土地の形質の変更の終了後における
当該土地の利用の方法を明らかにした図面

S=1:600



(単位:含有量:mg/kg)

B1-5	
深度	鉛及びその化合物
GL- (m)	含有量
表面	160※
0.60m	56
1.00m	67
2.00m	18
基準値	150以下

※ 既往調査結果
凡例 : 基準超過
※埋蔵文化財調査に伴う掘削範囲: GL-3.00mまで
(単位:溶出量:mg/L)

C2-1	
深度	砒素及びその化合物
GL- (m)	溶出量
表面	0.015※
0.60m	0.005未満
1.00m	0.005未満
2.00m	0.005未満
地下水	0.005未満
基準値	0.01以下

※ 既往調査結果
凡例 : 基準超過

(単位:含有量:mg/kg)

A2-2	
深度	鉛及びその化合物
GL- (m)	含有量
表面	240※
0.60m	99
0.75m	110※
1.00m	6※
2.00m	2※
基準値	150以下

※ 既往調査結果
凡例 : 基準超過

(単位:溶出量:mg/L 含有量:mg/kg)

A2-3		
深度	砒素及びその化合物	鉛及びその化合物
GL- (m)	溶出量	含有量
表面	0.017※	180※
0.75m	0.004※	370※
1.00m	0.004※	38※
2.00m	0.001※	3※
地下水	0.005未満	
基準値	0.01以下	150以下

※ 既往調査結果
凡例 : 基準超過
※埋蔵文化財調査に伴う掘削範囲: GL-3.00mまで

(単位:溶出量:mg/L)

B2-2	
深度	砒素及びその化合物
GL- (m)	溶出量
表面	0.014
0.60m	0.005未満
1.00m	0.005未満
2.00m	0.005未満
地下水	0.005未満
基準値	0.01以下

凡例 : 基準超過
※埋蔵文化財調査に伴う掘削範囲: GL-3.00mまで

(単位:溶出量:mg/L)

B2-4	
深度	砒素及びその化合物
GL- (m)	溶出量
表面	0.013※
0.60m	0.007
0.75m	0.002※
1.00m	0.005※
2.00m	0.003※
地下水	0.005未満
基準値	0.01以下

※ 既往調査結果
凡例 : 基準超過
※埋蔵文化財調査に伴う掘削範囲: GL-3.00mまで

(単位:溶出量:mg/L)

A3-8	
深度	砒素及びその化合物
GL- (m)	溶出量
表面	1.8※
0.60m	0.08未満
0.75m	0.51※
1.00m	0.42※
2.00m	0.10※
地下水	0.14
基準値	0.8以下

※ 既往調査結果
凡例 : 基準超過

(単位:溶出量:mg/L 含有量:mg/kg)

B3-2		
深度	砒素及びその化合物	鉛及びその化合物
GL- (m)	溶出量	含有量
表面	0.052※	1900※
0.60m	0.006	76
0.75m	0.007※	68※
1.00m	0.008※	67※
2.00m	0.006※	140※
地下水	0.005未満	
基準値	0.01以下	150以下

※ 既往調査結果
凡例 : 基準超過
※埋蔵文化財調査に伴う掘削範囲: GL-3.00mまで

(単位:溶出量:mg/L)

B2-8	
深度	砒素及びその化合物
GL- (m)	溶出量
表面	0.013※
0.60m	0.015
0.75m	0.014
1.00m	0.008
2.00m	0.005未満
地下水	0.006
基準値	0.01以下

※ 既往調査結果
凡例 : 基準超過
※埋蔵文化財調査に伴う掘削範囲: GL-3.00mまで

(単位:溶出量:mg/L)

B3-9	
深度	砒素及びその化合物
GL- (m)	溶出量
表面	0.016※
1.00m	0.016※
2.00m	0.013※
2.50m	0.004※
3.00m	0.002※
4.00m	0.003※
地下水	0.005※
基準値	0.01以下

※ 既往調査結果
凡例 : 基準超過

3	2	1
6	5	4
9	8	7

凡例

	対象地(敷地境界)
	30m格子
	単位区画
	建物範囲
	既存建物地下室範囲 (GL-12m)
	埋蔵文化財調査範囲
	清浄土で埋め戻された範囲
	形質変更時要届出区域
	統合区画(130m以下)

※埋蔵文化財調査は汚染土壌の掘削除去後に行った。